

西濃用水第三期地区 水管理システム他実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考																					
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																						
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営西濃用水第三期土地改良事業における水管理システム等の改修に係る実施設計を行うものである。																						
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする水管理システムの場所は、別添業務対象位置図に示すとおりである。																						
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。																						
(業務概要) 第1-5条	<p>本業務の概要は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 水管理システム実施設計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(2) カメラ設備実施設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    1) 揖東西郡分水工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>    2) 池田分水工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(3) 福田頭首工受電設備実施設計</td> <td>1式</td> </tr> </table>	(1) 水管理システム実施設計	1式	(2) カメラ設備実施設計		1) 揖東西郡分水工	1式	2) 池田分水工	1式	(3) 福田頭首工受電設備実施設計	1式												
(1) 水管理システム実施設計	1式																						
(2) カメラ設備実施設計																							
1) 揖東西郡分水工	1式																						
2) 池田分水工	1式																						
(3) 福田頭首工受電設備実施設計	1式																						
(一般事項) 第1-6条	<p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p>																						
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子-電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>電気電子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等	農業-農業土木	農業-農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																					
技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等																					
		農業-農業土木																					
		農業-農業農村工学																					
	電気電子	電子応用等																					
	農業	農業土木																					
農業農村工学																							
博士	農学																						
シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子																						
	農業土木																						

項 目	内 容	備 考																								
(照査技術者) 第 1 - 8 条	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="480 371 1345 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 371 655 409">資 格</th> <th data-bbox="655 371 831 409">技術部門</th> <th data-bbox="831 371 1345 409">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 409 655 528" rowspan="3">技術士</td> <td data-bbox="655 409 831 528" rowspan="3">総合技術監理</td> <td data-bbox="831 409 1345 448">電気電子-電子応用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 448 1345 486">農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 486 1345 524">農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 524 655 562">電気電子</td> <td data-bbox="655 524 831 562"></td> <td data-bbox="831 524 1345 562">電子応用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 562 655 645" rowspan="2">農業</td> <td data-bbox="655 562 831 600">農業土木</td> <td data-bbox="831 562 1345 600">農業土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 600 831 645">農業農村工学</td> <td data-bbox="831 600 1345 645">農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 645 655 696">博士</td> <td data-bbox="655 645 831 696">農学</td> <td data-bbox="831 645 1345 696"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 696 655 770" rowspan="2">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td data-bbox="655 696 831 734">電気電子</td> <td data-bbox="831 696 1345 734"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 734 831 770">農業土木</td> <td data-bbox="831 734 1345 770"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>(3) 設計共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本条件整理段階</li> <li>2) 細部条件の検討段階</li> <li>3) 成果品取りまとめ段階</li> </ol> <p>(4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等	農業-農業土木	農業-農業農村工学	電気電子		電子応用等	農業	農業土木	農業土木	農業農村工学	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																								
技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等																								
		農業-農業土木																								
		農業-農業農村工学																								
電気電子		電子応用等																								
農業	農業土木	農業土木																								
	農業農村工学	農業農村工学																								
博士	農学																									
シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子																									
	農業土木																									
(担当技術者) 第 1 - 9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																									
(配置技術者の確認) 第 1 - 10 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																									
(保険加入) 第 1 - 11 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																									
(技術員等の配置)																										

項 目	内 容	備 考																	
<p>第 1 - 12 条</p> <p>第 2 章 作業条件 (設計対象) 第 2 - 1 条</p> <p>(参考図書) 第 2 - 2 条</p> <p>(貸与資料) 第 2 - 3 条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条</p> <p>第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条</p> <p>(作業の留意点) 第 3 - 2 条</p>	<p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙「現場技術業務実施要領」に基づく業務において調査等の対象とする業務である。</p> <p>配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p> <p>設計作業の対象は、別紙 - 1 のとおりである。</p> <p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条による図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 891 1342 1240"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 891 592 929">分類</th> <th data-bbox="592 891 1246 929">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1246 891 1342 929">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 929 592 1122" rowspan="3">報告書</td> <td data-bbox="592 929 1246 987">平成 21 年度 西濃用水第二期地区 水管理施設実施設計業務</td> <td data-bbox="1246 929 1342 987">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 987 1246 1046">令和 5 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計業務</td> <td data-bbox="1246 987 1342 1046">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1046 1246 1122">令和 6 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計その 2 業務</td> <td data-bbox="1246 1046 1342 1122">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1122 592 1240" rowspan="3">その他</td> <td data-bbox="592 1122 1246 1167">その他必要となる業務報告書</td> <td data-bbox="1246 1122 1342 1167">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1167 1246 1211">施設管理図面</td> <td data-bbox="1246 1167 1342 1211">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1211 1246 1240">西濃用水第三期地区 全体実施設計書</td> <td data-bbox="1246 1211 1342 1240">1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</li> <li>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</li> </ol> <p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 - 2 「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p>	分類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成 21 年度 西濃用水第二期地区 水管理施設実施設計業務	1 式	令和 5 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計業務	1 式	令和 6 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計その 2 業務	1 式	その他	その他必要となる業務報告書	1 式	施設管理図面	1 式	西濃用水第三期地区 全体実施設計書	1 式	
分類	貸 与 資 料	数 量																	
報告書	平成 21 年度 西濃用水第二期地区 水管理施設実施設計業務	1 式																	
	令和 5 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計業務	1 式																	
	令和 6 年度 西濃用水第三期地区 福田頭首工実施設計その 2 業務	1 式																	
その他	その他必要となる業務報告書	1 式																	
	施設管理図面	1 式																	
	西濃用水第三期地区 全体実施設計書	1 式																	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-3条</p>	<p>(1) 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所用の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、<a href="https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do">https:// www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do</a>を参照。</li> <li>・新技術情報提供システム (NETIS) については、<a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>を参照。</li> </ul> <p>(7) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領 (案) に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件・前提条件</li> <li>2) 業務計画の妥当性</li> <li>3) スケジュール</li> <li>4) 設計変更内容</li> <li>5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等</li> </ol> <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身が報告を行うことを原則とする。</p> <p>また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。</p> <p>なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。</p> <p>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。</p> <p>ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。</p> <p>4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込ん</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(公開用成果品の作成) 第3-5条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>だ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (<a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途取りまとめること。</p> <p>共通仕様書第 1-10 条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (基本事項の検討段階) 第3回 中間打合せ (実施設計段階) 第4回 中間打合せ (概算工事費検討段階) 最終回 成果物取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物は、「設計業務等の電子納品要領 (案) 電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 公開用成果品の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 部</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 岐阜県大垣市神田町 1 丁目 1 番地 弘光舎ビル 7 階</p>	

項 目	内 容	備 考
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合</li> <li>(2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合</li> <li>(3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合</li> <li>(4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合</li> <li>(6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合</li> <li>(7) その他</li> </ul>	
第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別紙-1)

設計対象

(1) 対象施設

施設区分	設備名称	本事業で追加予定	備考
親局	中央管理所		
	大垣市役所	○	
自局	岡島頭首工		左岸流量計含む
子局	岡島頭首工(子局)系		
	西部分水工		
	白石川放水工		揖東用水路河川利用区間解消後、廃止。
	大垣分水工		
	福田頭首工		
	相川放水工		
	山田分水工		石畑分水含む
	池田分水工		
	平野分水工		
	柿之木戸分水工		
	揖東西郡分水工	○	

(2) 対象設備

施設区分	施設名称	対象設備	数量	本事業で追加予定
親局	中央管理所	サイレン制御盤	1基	
		放送設備	1基	
		モニタ	3台	
		大型表示装置	1基	
		プリンタ	1台	
		ルータ	1基	○
		超音波流量計本体	1基	
		入出力中継装置	1基	
		CCTV制御装置	1基	
		CCTV操作器	1基	
		RGB分配器	1基	
		表示記録端末装置	1基	
		データ処理装置	2基	
		FW	1基	

		情報交換端末装置	1基	
		水管理分電盤	1基	
		耐震 Tr	1基	
		低圧切替配電盤	1基	
		受電盤	1基	
		商用引込計器盤	1基	
		監視操作卓	2基	
		入出力処理装置	1基	
		TM/TC 有線親局装置	1基	伝送方式検討
		無線モデム	1基	伝送方式検討
		MCA 無線機	1基	伝送方式検討
		TM/TC 無線親局装置	1基	伝送方式検討
		大垣市役所	モニタ	2基
	CCTV 操作器		1基	○
	表示記録端末装置		1基	○
	ルータ		2基	○
子局 (自局)	岡島頭首工	IP 制御一体型屋外旋回式カメラ	2基	
		IP 制御一体型屋外旋回式カメラ 専用照明灯 (LED)	1基	
		中継箱	2基	
		中央管理所雨量計	1基	
		右岸取水工超音波流量計センサー	1基	
		左岸取水工流量計	1基	
		左岸取水工 TM 子局装置	1基	
		左岸取水工無線モデム	1基	伝送方式検討
		スピーカ	3基	
		1号洪水吐機側伝送装置	1基	
		2号洪水吐機側伝送装置	1基	
		2号洪水吐サイレン	1基	
		土砂吐機側伝送装置	1基	
		土砂吐投光器	1基	
		右岸取水工 (川表) 機側伝送装置	1基	
		右岸取水工 (川表) 水位計	2基	
		右岸取水工 (川裏) 機側伝送装置	1基	
		左岸取水工 (川表) 機側伝送装置	1基	

		左岸取水工（川裏）機側伝送装置	1基	
子局	西部分水工	TM/TC 有線子局装置	1基	
		設定値制御装置	1基	
		H-Q 換算（水位計あり）	1基	
		水位計	1基	
	白石川放水工	廃止		
	大垣分水工	TM/TC 子局装置	1基	
		MCA 無線機	1基	伝送方式検討
		設計値制御装置	1基	
		Z-Q 換算（開度計あり）	1基	
	福田頭首工	TM 子局装置	1基	
		MCA 無線	1基	伝送方式検討
		山王下立支線水路流量計	1基	
		杭瀬川水位計	1基	
		IP 制御一体型屋外旋回式カメラ	1基	○
	相川放水工	TM 子局装置	1基	
		MCA 無線機	1基	伝送方式検討
		水位計	1基	
	山田分水工	TM 子局装置	1基	
		MCA 無線機	1基	伝送方式検討
		H-Q 換算（水位計あり）	1基	
		流量計	1基	
	池田分水工	TM/TC 子局装置	1基	
		MCA 無線機	1基	伝送方式検討
		設定値制御装置	1基	
		ルータ	1基	○
		レベルスイッチ	3点	
		流量計	1基	
		IP 制御一体型屋外旋回式カメラ	1基	○
IP 制御一体型屋外旋回式カメラ 専用照明灯		1基	○	
平野分水工	TM/TC 子局装置	1基		
	MCA 無線機	1基	伝送方式検討	
	設定値制御装置	1基		
	流量計	1基		

		水位計	1基	
	柿之木戸分木工	TM子局装置	1基	
		MCA無線機	1基	伝送方式検討
		流量計	1基	
	揖東西郡分木工	TM/TC子局装置	1基	○
		MCA無線機	1基	○伝送方式検討
		設定値制御装置	1基	○
		機側操作盤	2基	○

※設計対象は全体実施設計において整理したものである。

「本事業で追加予定」は本業務にて新設を検討する設備を指す。

## 作業項目内訳表

## 水管理システム実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	本地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料のとりまとめを行う。	1 式	
2. 基本事項の検討			
2-1. 水管理制御システム	水管理の内容、対象地区の最適な水管理システムとその効果の検討を行う。	1 式	
2-2. 水管理制御方式	主要施設操作の、信頼性、安全性、省力化等を考慮した水管理制御システムの範囲、妥当な管理レベル等の検討を行う。	1 式	
2-3. データ伝送方式及び伝送路	データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、本地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、サージ対策等の検討を行う。	1 式	
2-4. 計測制御方式	水位、流量、開度等の計測方式と適用機器、本地区に適用する制御方式等の検討を行う。	1 式	
2-5. 中央管理制御システム	中央システムの構成、収集データと遠方制御項目の選定、データの表示、処理、記録方式、操作卓及び表示装置の構成寸法、機器相互の信号受渡し方式、電源設備等の検討を行う。	1 式	
3. 実施設計			
3-1. データ伝送方式及び伝送路	本地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等の詳細検討と決定を行う。	1 式	
3-2. 被管理施設	本地区の個々の施設の操作方式、計測方式と検出器、布線計画、既設機器の改造等の詳細検討と決定を行う。	1 式	
3-3. 中央管理制御施設	中央管理所の設置機器、操作室レイアウト等の詳細検討と決定を行う。	1 式	
3-4. 機器仕様	本地区設置機器の仕様について詳細検討と決定を行う。	1 式	
4. 施工計画	既設機器を運用しながら各種機器の整備を行う施工計画を作成する。	1 式	
5. 概算工事費等	設置機器リストの作成、機器費、工事費、管理費等の積算資料の作成を行う。	1 式	
6. 特別仕様書の作成	本地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書を作成する。	1 式	
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	

揖東西郡分水工カメラ設備実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地踏査	対象施設の状況、仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料のとりまとめを行う。	1 式	
2. 監視制御装置・伝送方式	カメラ設備の監視制御装置・伝送方式に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	
3. カメラ装置	カメラ設備のカメラ装置に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	
4. カメラポール支柱	カメラ設備のカメラポール支柱に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	

池田分水工カメラ設備実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地踏査	対象施設の状況、仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料のとりまとめを行う。	1 式	
2. 監視制御装置・伝送方式	カメラ設備の監視制御装置・伝送方式に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	
3. カメラ装置	カメラ設備のカメラ装置に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	
4. カメラポール支柱	カメラ設備のカメラポール支柱に係る設計計画、設計条件確認、カメラ設備設計、設計図作成、数量計算を行う。	1 式	

福田頭首工受電設備実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地踏査	実施設計のために必要な整備予定地及び周辺の現地調査を行う。	1 式	
2. 設計計画	実施設計のための貸与資料を整理、把握するとともに、設計に必要な資料を収集し、設計を行うための作業要領書及び工程計画書等の作業計画を確立する。	1 式	
3. 設備仕様検討 (設計計算)	設計条件の確認、高圧受変電施設設計及び配電線経路等の設計計画、設計条件の確認、設計図、数量計算、照査を行う。 (1) 全体設備構成の決定 (2) 受変電設備 ① 受電地点の選定及び受電方式の決定 ② 受電設備容量及び電圧等の決定 ③ 主回路結線及び保護方式の決定 ④ 配電方式の決定	1 式	

作業項目	作業内容	数量	備考
	⑤ 主要機器の決定 (DS、CB、Tr、SC 等) ⑥ 配電盤構成の決定 ⑦ 機器配置の決定 (3) 配線設備 ① 配線経路及び配線方式の決定 ② 電圧降下計算及び信号線の減衰量計算 ③ 線種の決定 ④ 接地系統の決定 ⑤ 配管及びケーブルラック等の決定 (4) その他 ① 接地の種類と接地極の決定 (5) 仕様書作成 ① 各設備の仕様検討結果に基づき機器仕様を作成する。		
4. 設計図	設備仕様検討結果に基づき、設計図を作成する。 (1) 全体図 (2) 引込設備図 (3) 盤 (機器) 外形図 (4) 単線結線図 (5) 機器配置図 (平面図、断面図) (6) 配線図 (配管、ケーブルラック等詳細図) (7) 配線系統図 (8) 接地工事図 (9) 配線経路立体図 (10) 仮設図	1 式	
5. 関係機関との協議資料作成	関係機関との協議資料を作成する。	1 式	
6. 数量計算	設計仕様及び設計図に基づき、製作据付工事の数量計算を行う。 (1) 製作数量 ・機器数量表 ・材料数量表 (拾い出し表、内訳表) (2) 据付数量 ・機器据付・調整数量表 ・材料数量表 (拾い出し表、内訳表) (3) その他必要な数量計算	1 式	
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	